第二条第四十一号の二の光源	第三十七号第三改訂版	○
	第九十九号	○
	第百二十八号	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第五改訂版第四十八号第六改訂版	○
第二条第四十二号の後写鏡	第八十一号	○
第二条第四十三号の後写鏡及び後写鏡取付装置	第八十一号	○
第二条第四十四号の速度計	第三十九号	○

備考

○印は、装置型式指定規則第五条第一項の表各号掲げる種類の装置について、この表の各項に掲げる国が装置型式指定規則第五条第一項の国土交通大臣が告示で定める国であることを示す。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第百二十三号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月八日

環境大臣　望月　義夫

第一号中「軽自動車（被けん引自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、」を「軽自動車をいう。以下同じ。）のうち、被けん引自動車並びに」に、「まつ消登録」を「抹消登録」に、「除いたもの」を「除いたものをいう。別表第一において同じ。）」を「除いたもの」に、「法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けようとするもの」を「新規検査（法第五十九条第一項の新規検査をいう。以下同じ。）、予備検査（法第七十一条第一項の予備検査をいう。以下同じ。）又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするものの走行時の騒音」に改める。

第一号の二を削る。

第二号中「軽自動車（規則第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（被けん引自動車を除く。）をいう。別表第二において同じ。）並びに原動機付自転車」を「軽自動車（いずれも被けん引自動車、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）」に改め、「供しているもの」の下に「（新規検査又は予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）を受けた時に取付けられた消音器が変更されていないものであつて、当該新規検査又は予備検査の時に協定規則（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号）第二条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）第五十一号第三改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたものに限る。）の走行時の騒音」を加え、「別表第二に掲げる許容限度」を「当該新規検査又は予備検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値」に改め、同号の次に次の四号を加える。

三　小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査、予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に取付けられた消音器が変更されていないものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたものに限る。）の走行時の騒音

当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値

四　前二号に掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも被けん引自動車を除く。）並びに前号に掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて、現に運行の用に供しているものの走行時の騒音　別表第二に掲げる許容限度

五　普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも被けん引自動車、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものであつて、新規検査又は予備検査を受けようとするものの圧縮空気騒音　別表第三に掲げる許容限度

六　普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものであつて、新規検査又は予備検査を受けようとするもののタイヤ車外騒音　別表第四に掲げる許容限度

別表第一の二を削り、別表第一を次のように改める。

自動車の種別		自動車騒音の大きさの許容限度	
		定常走行騒音	加速走行騒音
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）	技術的最大許容質量が十二トンを超えるもの	—	八十二デシベル
	最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	—	八十二デシベル
	最高出力が百五十キロワットを超え、二百五十キロワット以下のもの	—	八十一デシベル
	最高出力が百五十キロワット以下のもの	—	七十九デシベル